

令和7年6月
令和7年第3回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 115 号	令和7年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 116 号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 1 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「
	12,800 〃	14,500 〃
	11,300 〃	12,800 〃
	10,800 〃	12,200 〃
	10,800 〃	12,200 〃
	10,900 〃	12,400 〃
	9,600 〃	10,900 〃
	8,900 〃	10,100 〃
	8,900 〃	10,100 〃
」		」

を に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示

される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めらるもの。

◎改正の概要

投票所の投票管理者等の報酬の額を改めること。(別表関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第116号（選挙管理委員会事務局）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現		行	
別表（第1条関係）			
職名		報酬の額	
略		略	略
選挙	投票所の投票管理者	//	12,800 //
	期日前投票所の投票管理者	//	11,300 //
	開票管理者	//	10,800 //
	選挙長	//	10,800 //
	投票所の投票立会人	//	10,900 //
	期日前投票所の投票立会人	//	9,600 //
	開票立会人	//	8,900 //
	選挙立会人	//	8,900 //
略		略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名		報酬の額	
略		略	略
選挙	投票所の投票管理者	//	14,500 //
	期日前投票所の投票管理者	//	12,800 //
	開票管理者	//	12,200 //
	選挙長	//	12,200 //
	投票所の投票立会人	//	12,400 //
	期日前投票所の投票立会人	//	10,900 //
	開票立会人	//	10,100 //
	選挙立会人	//	10,100 //
略		略	略

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

